

育児・介護休業法に基づく情報公表

① 育児休業等の取得割合

	男性職員	女性職員
令和6年度	50%	100%

② 育児休業等と育児目的休暇の取得割合

	男性職員	女性職員
令和6年度	100%	100%

算定期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日

※育児休業等の取得者には、育児休業等の申出をしている者を含む。